

No	名称	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率	地方税法	高根沢町 町税条例等
1	家庭的保育事業	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	-	-	1/2	法第349条の3第27項	第61条の2第1項
2	居宅訪問型保育事業	居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産	-	-	1/2	法第349条の3第28項	第61条の2第2項
3	事業所内保育事業	事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業(利用定員が5人以下であるものに限る。)の用に供する家屋及び償却資産	-	-	1/2	法第349条の3第29項	第61条の2第3項
4	汚水又は廃液の処理施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置等	R4(2022).4.1~ R6(2024).3.31	-	1/2	法附則第15条第2項第1号	附則第10条の2第1項
5	下水道除害施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理施設、ろ過装置、中和装置等	R4(2022).4.1~ R6(2024).3.31	-	4/5	法附則第15条第2項第5号	附則第10条の2第2項
6	都市利便施設等 ※都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得するもの	(公共施設)公園・広場等 (都市利便施設)緑化施設・道路等	R5(2023).4.1~ R8(2026).3.31	課税年度から5年度分	3/5 (特定都市再生緊急整備地域は1/2)	法附則第15条第14項	附則第10条の2第3項、 高根沢町都市計画条例附則第2項
7	津波防災に係る指定避難施設避難用部分	施設の屋上、階段等	H30(2018).4.1~ R6(2024).3.31	指定日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	2/3	法附則第15条第22項第1号	附則第10条の2第4項
8	津波防災に係る管理協定の協定避難用部分	管理協定における施設の屋上、階段等	H30(2018).4.1~ R6(2024).3.31	協定締結日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年度分	1/2	法附則第15条第22項第2号	附則第10条の2第5項
9	津波防災に係る管理協定の協定避難用家屋(予定物件)	津波防災に係る管理協定の協定避難家屋	H30(2018).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から5年度分	1/2	法附則第15条第22項第3号	附則第10条の2第6項
10	指定避難施設に附属する避難用償却資産	誘導灯・誘導標識等	-	課税年度から5年度分	2/3	法附則第15条第23項第1号	附則第10条の2第7項
11	協定避難施設に附属する避難用償却資産	誘導灯・誘導標識等	-	課税年度から5年度分	1/2	法附則第15条第23項第2号	附則第10条の2第8項
12	認定太陽光発電設備	太陽光発電設備(発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	2/3	法附則第15条第25項第1号イ	附則第10条の2第9項
13	認定バイオマス発電設備	バイオマス発電設備(発電規模10,000キロワット以上20,000キロワット未満の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	2/3	法附則第15条第25項第1号ニ	附則第10条の2第12項
14	認定地熱発電設備	地熱発電設備(発電規模1,000キロワット未満の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	2/3	法附則第15条第25項第1号ハ	附則第10条の2第11項
15	認定風力発電設備	風力発電設備(発電規模20キロワット以上の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	2/3	法附則第15条第25項第1号ロ	附則第10条の2第10項
16	特定太陽光発電設備	太陽光発電設備(発電規模1,000キロワット以上の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	3/4	法附則第15条第25項第2号イ	附則第10条の2第13項
17	認定水力発電設備	水力発電設備(発電規模5,000キロワット以上の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	3/4	法附則第15条第25項第2号ハ	附則第10条の2第15項
18	特定風力発電設備	風力発電設備(発電規模20キロワット未満の発電設備)	R2(2020).4.1~ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	3/4	法附則第15条第25項第2号ロ	附則第10条の2第14項

No	名称	具体的な資産の例	取得時期の要件	適用期間	特例率	地方税法	高根沢町 町税条例等
19	特定水力発電設備	水力発電設備（発電規模5,000キロワット未満の発電設備）	R2(2020).4.1～ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	1/2	法附則第15条第25項第3号イ	附則第10条の2第16項
20	特定バイオマス発電設備	バイオマス発電設備（発電規模10,000キロワット未満の発電設備）	R2(2020).4.1～ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	1/2	法附則第15条第25項第3号ハ	附則第10条の2第18項
21	特定地熱発電設備	地熱発電設備（発電規模1,000キロワット以上の発電設備）	R2(2020).4.1～ R6(2024).3.31	課税年度から3年度分	1/2	法附則第15条第25項第3号ロ	附則第10条の2第17項
22	浸水防止用施設	防水扉・防水板・排水ポンプ・換気口等	H29(2017).4.1～ R8(2026).3.31	課税年度から5年度分	2/3	法附則第15条第28項	附則第10条の2第19項
23	特定事業所内保育施設	子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業者が、一定の保育に係る施設を設置する場合、当該施設の用に供する固定資産	H29(2017).4.1～ R6(2024).3.31	補助開始日の属する年の翌年の1月1日を賦課年度とする年度から5年度分	1/2	法附則第15条第32項	附則第10条の2第20項、 高根沢町都市計画条例附則第3項
24	都市緑地法の認定計画に係る市民緑地	緑地管理機構が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	都市緑地法等の一部を改正する法律施行の日～ R7(2025).3.31	課税年度から3年度分	2/3	法附則第15条第33項	附則第10条の2第21項、高根沢町都市計画税条例附則第4項
25	浸水被害軽減地区に指定された土地	水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区に指定された土地	R2(2020).4.1～ R8(2026).3.31 までの間に「浸水被害軽減地区」に指定された土地	課税年度から3年度分	2/3	法附則第15条第38項	附則第10条の2第22項、 高根沢町都市計画条例附則第5項
26	雨水貯留浸透施設	透水性舗装、浸透ます、浸透トレンチ、貯水施設等	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日～ R6(2024).3.31	-	1/3	法附則第15条第42項	附則第10条の2第23項
27	貯留機能保全区域内にある土地	貯留機能保全区域内にある土地	R4(2022).4.1～ R7(2025).3.31	-	3/4	法附則第15条第43項	附則第10条の2第24項、 高根沢町都市計画条例附則第6項
28	サービス付き高齢者向け賃貸住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者住宅である賃貸住宅	H27(2015).4.1～ R7(2025).3.31	課税年度から5年度分	2/3に相当する額を減額	法附則第15条の8第2項	附則第10条の2第25項
29	大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額	以下3つを満たすマンション ①築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること ②長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること ③長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事	翌年の1月1日を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り	1/3	法附則第15条の9第3項	附則第10条の2第26項